

第77回

定時株主総会招集ご通知

C O N N E C T !
～ 電 気 と 情 報 を つ な ぐ ～

日 時

2025年6月27日(金曜日)
午前10時 (受付開始 午前9時)

場 所

愛知県長久手市蟹原2201番地
当社本店 会議室



議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

書面提供制度のご案内

会社法改正により、従前書面でお届けしていた株主総会資料は、原則ウェブサイトに掲載して提供しております。

本ご通知1頁でご案内のウェブサイトから全ての株主総会資料をご確認いただけます。

企業理念

経営理念 (CSR経営方針)

1 お客様にご満足いただける新たな価値を創造し続けます

日東工業グループは、お客様にとっての価値を理解し、満足いただける製品やサービスを提供していきます。
われわれは価値創造を継続的に行うことにより、お客様との信頼関係を築き、強化していくことを大切にします。

2 人間尊重の精神に基づいた企業活動を進めます

従業員一人ひとりの個性を尊重し、能力を生かし、育てることにより、新しい価値を創造する組織への更なる進化を図ります。
公正公平な人事評価と適材適所の人材配置により、従業員が職務を通じて自己実現を果せる会社であることを誓います。

3 高い倫理観、道徳観に根ざしたコンプライアンス経営を実践します

日東工業グループは、社会規範に則った公明正大な経営を常に行います。
誠実な行動と日々のたゆまぬ努力の積み重ねによって、安全・安心な、より高い品質の製品・サービスを提供します。

4 美しい地球を次世代へつなぐことに貢献します

電気と情報を主な事業領域とする日東工業グループは、企業市民として環境保護に努めていきます。
また同時に、再生可能エネルギーの活用を促進する技術等を通じ、持続可能性を高めることに貢献する価値を創造します。

5 株主価値を高める経営を常に行います

過去の成功を守ることや目先の利益を追うことを優先し、未来への投資を後回しにするようなことはしません。
株主価値を最大化する中長期的な成長と持続的な利益の創出を経営目標として、変わらず良い会社であり続けるために改善・改革を日々積み重ねます。

(証券コード 6651)
2025年6月5日

株 主 各 位

愛知県長久手市蟹原2201番地

日東工業株式会社

取締役社長 黒野 透

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第77回定時株主総会招集ご通知」および「第77回定時株主総会その他の電子提供措置事
項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.nito.co.jp/IR/stock/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦
覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日の出席に代えて、書面またはインターネットにより、議決権を行使することができ
ますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」の記載内容をご検討いただき、同封の議決権
行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後5時までには到着するようご
返送いただくか、同期限までにインターネットによる議決権行使を行っていただきますようお願い
申しあげます。

詳細につきましては、4～5頁の「議決権行使方法のご案内」をご覧ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 愛知県長久手市蟹原2201番地
当社本店 会議室

3. 目的事項

報告事項

1. 第77期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等
委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第77期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人による議決権行使は、議決権を有する株主様1名に委任する場合には限られます。
- (2) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。
- (3) 議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- (4) インターネットにより議決権行使を複数回された場合には、最後にご行使されたものを有効なものとして取り扱います。

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきます。
 - 株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。ご了承くださいますようお願い申し上げます。
 - 本定時株主総会当日における報告および決議の様様につきましては、後日当社ウェブサイト（<https://www.nito.co.jp/IR/>）への動画掲載を予定しております。
 - 書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類を併せてご送付しております。
 - 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令および定款第16条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。
 - ・「連結計算書類の連結注記表」
 - ・「計算書類の個別注記表」
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

当日ご出席いただける場合



株主総会日時

2025年6月27日(金曜日)午前10時開催
(受付開始：午前9時)

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

※代理人による議決権のご行使は、議決権を有する株主様1名に委任する場合には限られます。なお、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

当日ご出席いただけない場合



郵送によるご行使

行使期限

2025年6月26日(木曜日)午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。



インターネット等によるご行使

詳細は次ページをご覧ください

行使期限

2025年6月26日(木曜日)午後5時行使分まで

当社議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご登録ください。

【議決権行使ウェブサイト】 <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

機関投資家の皆様へ

当社は、(株)ICJが運営する「機関投資家向け」議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

- (1) 議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方で議決権をご行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- (2) インターネットにより議決権行使を複数回された場合には、最後にご行使されたものを有効なものとして取り扱います。
- (3) パスワード(株主様が変更されたものを含みます。)は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

「スマート行使」 (スマートフォン等でQRコード®を読み取る方法)

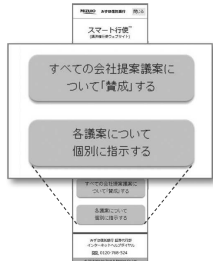
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
※ QRコードを読み取れるアプリケーション（または機能）が導入されていることが必要です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

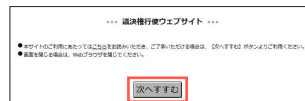
※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

パソコン向けサイト

議決権行使ウェブサイト

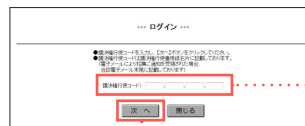
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



.....「次へすすむ」をクリック

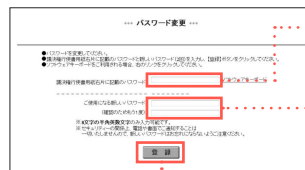
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



.....「議決権行使コード」を入力

.....「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



.....初期「パスワード」を入力

.....実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

.....「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。



みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎0120-768-524

受付時間 午前9時～午後9時(年末年始を除く)

議案および参考事項

第 1 号議案

剰余金の処分の件

当社は、企業価値向上を目指すための重要な経営指標（K P I）として「R O E」（自己資本利益率）を掲げ、中長期的にその水準の維持向上を目指しております。

利益分配につきましては、企業価値向上に寄与する投資を推進しつつ、財務状況や R O E 水準などを総合的に勘案し、株主の皆様へ配当を実施してまいります。

なお、2026中期経営計画期間中は、資金を積極的に成長投資へと振り向け収益力強化を目指すとともに、自己資本をコントロールし R O E の持続的な向上を図るため、連結配当性向50%を目標に配当を実施することとしております。また、D O E（連結純資産配当率）の下限を4.0%に設定し、安定的な配当も実施することとしております。

上記の方針に基づき、当期の期末配当につきましては、1株につき96円とさせていただきます。

これにより、中間配当金（1株につき64円）を加えた年間配当金は、1株につき160円となります。

1 配当財産の種類

金銭といたします。

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき96円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は3,651,128,448円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会は、指名報酬委員会からの答申を受け取締役会にて指名した取締役候補者について、指名方針等に基づき検討した結果、当社の取締役として妥当であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位
1	加藤 時夫	再任 男性 取締役会長 Chairman・CEO (取締役会議長・最高経営責任者)(代表取締役)
2	黒野 透	再任 男性 取締役社長 COO (最高執行責任者)(代表取締役)
3	里 康一郎	再任 男性 常務取締役
4	手嶋 晶隆	再任 男性 常務取締役
5	竹中 浩一	再任 男性 取締役
6	小林 祐輔	再任 男性 取締役
7	河路 勝彦	新任 男性 執行役員

(下線は現在の地位、担当および重要な兼職の状況)

候補者
番号

1

かとうときお
加藤 時夫

再任

生年月日

1953年6月10日生

所有する
当社株式の数

21,142株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月 当社入社
1987年7月 当社経理部長
1987年8月 当社取締役
1992年3月 当社生産本部副本部長
1998年7月 当社営業本部副本部長
2003年6月 当社常務取締役
当社管理本部副本部長
2005年6月 当社取締役社長
2008年6月 当社取締役会長 C E O (最高経営責任者)
2019年4月 当社取締役会長 C h a i r m a n (取締役会議長)
2020年4月 当社取締役会長 C h a i r m a n ・ C E O (取締役会議長・最高経営責任者)

取締役候補者とした理由

営業や生産、経営管理部門などにおける職務経験や、経営者としての豊富な経験に基づき、当社経営の意思決定と監督を適切に遂行していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

くろのとおる
黒野 透

再任

生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1959年3月2日生	1981年4月 当社入社
	2002年3月 当社第一開発部長
	2005年3月 当社機器商品部長
	2008年6月 当社経営企画室担当部長
	2009年3月 当社MA開発本部副本部長兼テクニカルセンター長
	2009年6月 当社執行役員 当社MA開発本部長
	2011年6月 当社取締役
	2014年6月 当社常務取締役 当社海外本部担当
	2016年6月 当社開発本部担当 テクニカルセンター担当
	2019年4月 当社取締役副社長 COO（最高執行責任者） 当社経営管理本部担当 営業本部担当 生産本部担当 事業企画室担当 E Vインフラ事業室担当
	2020年4月 当社取締役社長 COO（最高執行責任者） 当社経営企画統括部担当 広報室担当
	2025年4月 当社働きがい改革推進室担当

取締役候補者とした理由

生産や開発、海外部門などにおける豊富な職務経験や、経営者としての豊富な経験に基づき、当社経営の意思決定と監督を適切に遂行していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

さと こう い ち ろ う
里 康 一 郎

再任

生年月日

1963年7月8日生

所有する
当社株式の数

8,762株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年7月 当社入社
2009年3月 当社中四国営業部長
2011年3月 当社中部営業部長
2014年10月 株式会社大洋電機製作所取締役
2016年6月 同社代表取締役社長
2019年4月 当社執行役員
当社営業本部長
2020年6月 当社取締役
当社営業本部担当
2024年4月 当社常務取締役
当社海外本部担当
当社海外本部長
2025年4月 当社海外事業部担当
当社海外事業部長

取締役候補者とした理由

営業や海外部門における豊富な職務経験や当社子会社での経営者としての経験に基づき、当社経営の意思決定や監督を適切に遂行していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

てじま あきたか
手嶋 晶隆

再任

生年月日

1964年10月20日生

所有する
当社株式の数

6,669株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年 4 月 当社入社
2010年 3 月 当社人事部長
2011年 6 月 当社経理部長
2015年 3 月 サンテレホン株式会社常務取締役
2017年 6 月 同社専務取締役
2019年 4 月 当社執行役員
当社経営管理本部長
2020年 6 月 当社取締役
当社品質統括部担当
経営管理本部担当
内部統制室担当
2022年 4 月 当社DX統括部担当
当社DX統括部長
2023年 4 月 サステナビリティ推進室担当
2024年 4 月 当社常務取締役

取締役候補者とした理由

経営管理部門における豊富な職務経験や当社子会社での取締役としての経験に基づき、当社経営の意思決定や監督を適切に遂行していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 5

たけなか こういち
竹中 浩一

再任

生年月日

1962年8月28日生

所有する
当社株式の数

3,637株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月 株式会社日本興業銀行入行
2014年4月 株式会社みずほ銀行国際為替部長
2017年4月 当社入社
当社執行役員
当社海外本部長兼国際部長
2018年4月 当社海外本部長
2022年6月 当社取締役
当社内部統制室担当
2023年4月 当社グループ経営企画統括部担当
当社グループ経営企画統括部長
2024年4月 当社サステナビリティ推進室担当

取締役候補者とした理由

金融業界での長年にわたる職務経験や、当社での海外、経営企画部門などにおける職務経験に基づき、当社経営の意思決定や監督を適切に遂行していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 6

こ ばやし ゆ う す け
小林 祐輔

再任

生年月日

1969年8月22日生

所有する
当社株式の数

1,042株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1993年4月 当社入社
2011年3月 当社機器商品部長
2013年3月 ELETTO(THAILAND)CO.,LTD社長
2016年3月 当社購買部長
2020年4月 当社執行役員
当社経営企画統括部長
2023年4月 当社事業企画統括部長
2024年4月 当社エネルギーマネジメント統括部長
2024年6月 当社取締役
当社生産本部担当
エネルギーマネジメント事業部担当
施設環境室担当
2025年4月 当社エネルギーマネジメント事業部担当
新規事業部担当
当社エネルギーマネジメント事業部長
新規事業部長

取締役候補者とした理由

生産や開発、経営企画部門などにおける豊富な職務経験や当社子会社での経営者としての経験に基づき、当社経営の意思決定や監督を適切に遂行していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

かわじ かつひこ
河路 勝彦

新任

生年月日

1966年7月31日生

所有する
当社株式の数

1,544株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年4月 当社入社
2011年3月 当社名古屋配電盤商品部長
2016年3月 東北日東工業株式会社代表取締役社長
2019年4月 当社機材商品部長
2022年4月 当社執行役員
当社生産本部副本部長
2023年4月 当社生産本部長
2025年4月 当社コア事業部長

取締役候補者とした理由

生産部門における豊富な職務経験や当社子会社での経営者としての経験に基づき、当社経営の意思決定や監督を適切に遂行できる人物と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該契約により補填することとしております。本定時株主総会において各候補者の選任が原案どおり承認された場合、各候補者は当該契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中に当該契約を同内容にて更新する予定です。

第3号議案

監査等委員である取締役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役末廣和史、中川深雪の両氏が任期満了となりますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現 在 の 当 社 に お け る 地 位	取締役会 出席率	監査等委員会 出席率
1	末 廣 和 史	再 任 男 性 取締役（監査等委員）	100% (16回/16回)	100% (16回/16回)
2	中 川 深 雪	再 任 社 外 独立役員 女 性 取締役（監査等委員）	100% (16回/16回)	100% (16回/16回)

(下線は現在の地位、担当および重要な兼職の状況)

候補者
番号

1

すえ ひろ かず ふみ
末廣 和史

再任

生年月日

1963年2月4日生

所有する
当社株式の数

4,435株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月 当社入社
2008年3月 当社部材開発部長
2013年3月 当社商品企画部長兼お客様相談室長
2015年3月 当社機材開発部長
2019年1月 株式会社大洋電機製作所社長付部長
2019年4月 同社代表取締役社長
2021年4月 当社執行役員
当社経営管理本部担当部長
2021年6月 当社取締役（監査等委員）

監査等委員である取締役候補者とした理由

営業、開発部門などにおける豊富な職務経験や当社子会社での経営者としての経験から財務および会計に関する知見を有しており、当社経営意思決定のさらなる健全性・適正性の確保と透明性の向上に資すると期待できることから、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

なか がわ み ゆき
中川 深雪

再任

社外

独立役員

生年月日

1964年11月22日生

所有する
当社株式の数

1,313株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年4月 東京地方検察庁検事
2008年4月 法務省大臣官房司法法制部参事官
2011年1月 内閣官房副長官補室内閣参事官
2013年4月 東京高等検察庁検事
2013年8月 さいたま地方検察庁総務部長
2015年4月 中央大学法科大学院特任教授（派遣検察官）
2019年3月 検事退官
2019年4月 中央大学法科大学院教授・弁護士
2019年5月 香水法律事務所所長
2019年6月 当社社外取締役（監査等委員）
2021年6月 日産化学株式会社社外取締役
株式会社ファンケル社外監査役
2022年6月 株式会社新生銀行（現 株式会社SBI新生銀行）社外監査役
2022年8月 アスクル株式会社社外監査役
(重要な兼職の状況)
香水法律事務所 所長
中央大学法科大学院 教授・弁護士
日産化学株式会社 社外取締役
株式会社SBI新生銀行 社外監査役
アスクル株式会社 社外監査役

監査等委員である社外取締役候補者としての理由および期待される役割の概要

法曹界での長年にわたる豊富な実務経験を有しており、当社経営に対し高度で専門的な見地からの助言をいただいていることや業務執行に対する監督を適切に遂行していることから、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、過去に、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

なお、本定時株主総会終結の時をもって、同氏の当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は6年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は末廣和史氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。本定時株主総会において同氏の選任が原案どおり承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該契約により補填することとしております。本定時株主総会において末廣和史氏の選任が原案どおり承認された場合、同氏は当該契約の被保険者に含まれることとなり、任期中中に当該契約を同内容にて更新する予定です。
4. 社外取締役候補者に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 当社は、中川深雪氏との間で上記と同じ内容の責任限定契約を締結しております。本定時株主総会において同氏の選任が原案どおり承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
- (2) 本定時株主総会において中川深雪氏の選任が原案どおり承認された場合、同氏は上記と同じ内容の役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期中中に当該契約を同内容にて更新する予定です。
- (3) 当社は、中川深雪氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所（以下、総称して証券取引所）に対し、独立役員として届け出ております。中川深雪氏の選任が原案どおり承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
- なお、同氏においては、当社が定める「当社独自の独立社外取締役の独立性判断基準および資質」（詳細は以下に記載しています。）についても条件を満たしております。

「当社独自の独立社外取締役の独立性判断基準および資質」

当社では、会社法の定める社外取締役の要件や証券取引所の定める独立性基準に加え、以下の当社独自の独立性判断基準で独立社外取締役の候補者を選定しております。

その内容は次のとおりであります。

- ①当社との年間取引額が取引先の連結売上高2%を超える主要な取引先（主に販売先）の業務執行者（※）でないこと。
- ②当社との年間取引額が当社の連結売上高2%を超える主要な取引先（主に仕入先）の業務執行者でないこと。
- ③当社から役員報酬以外に1事業年度当たり1,000万円を超える金銭（団体の場合は当該団体の総収入の2%以上の額の金銭）その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家など専門的サービスを提供する者でないこと（団体である場合には、当該団体において業務執行者でないこと。）。
- ④総議決権の10%を超える当社の大株主または、当該株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者でないこと。
- ⑤上記①から④に最近5年間に於いて該当していないこと。
- ⑥社外取締役としての在任期間が通算して8年を超えていないこと。

なお、上記①から⑥のいずれかに抵触する場合であっても、その他の事由により当該人物が独立性を有すると判断される場合は、社外取締役候補者指名時にその理由を説明することとする。

※業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、部長格以上の上級管理職である使用人とする。

以 上

(ご参考)

取締役のスキル・マトリックス（本総会において各取締役候補者が選任された場合）

氏名	性別	当社における地位	属性	企業経営	マーケティング・営業	財務会計	開発生産品質	環境	人的資本 人財開発	グローバル	法務・リスク マネジメント	D X I T	出身 資格
加藤時夫	男性	代表取締役会長		●		●					●		—
黒野 透	男性	代表取締役社長		●				●		●			—
里康一郎	男性	常務取締役		●	●					●			—
手嶋晶隆	男性	常務取締役				●			●			●	—
竹中浩一	男性	取締役				●		●		●			—
小林祐輔	男性	取締役				●	●			●			—
河路勝彦	男性	取締役		●			●	●					—
末廣和史	男性	取締役 (監査等委員)		●		●	●						—
中川深雪	女性	取締役 (監査等委員)	社外・独立								●		教授 弁護士
浅野幹雄	男性	取締役 (監査等委員)	社外・独立	●		●					●		卸売業
久保雅子	女性	取締役 (監査等委員)	社外・独立	●	●				●				人材サー ビス業
小山秀市	男性	取締役 (監査等委員)	社外・独立	●			●					●	製造業

※各取締役の有する知見・経験を3つまで記載しております。各取締役の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、一部に足踏みが残るものの、各種政策効果もあり景気は緩やかに回復しました。一方、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響や、通商政策などアメリカの政策動向による影響のほか、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注視が必要な状況にあります。

当業界におきましては、設備投資や機械受注には持ち直しの動きがみられる一方、新設住宅着工戸数はおおむね横ばいとなるとともに、民間非居住建築物棟数は弱含んでいます。また、原材料価格は高止まりを続け、工事現場の人手不足が深刻化するなど、依然として先行きに懸念が残る事業環境となりました。

このような情勢下にあって当社グループは、当期よりスタートした「2026中期経営計画」に基づき、事業拡大への挑戦、積極的な成長投資、盤石な事業・経営基盤の構築を推し進めべく、各種施策に取り組みました。

当連結会計年度においては、新たにグループ化した子会社の連結効果や価格改定の効果、案件価格の改善効果により、電気・情報インフラ関連 製造・工事・サービス事業の売上が増加したほか、企業におけるIT投資意欲の高まりを背景に電気・情報インフラ関連 流通事業の売上が増加しました。一方、産業機器市場等の需要減少がみられたことから、電子部品関連 製造事業の売上は減少しました。

以上の結果、売上高は184,683百万円と前期比14.9%の増収、営業利益は13,432百万円と同12.2%の増益、経常利益は13,516百万円と同7.6%の増益となりました。また、子会社株式の取得に伴う特別利益を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は12,097百万円と同38.8%の増益となりました。

セグメント別の業績は次のとおりです。

① 電気・情報インフラ関連 製造・工事・サービス事業

(イ) 配電盤部門

配電盤部門につきましては、子会社化したテンパール工業(株)の連結効果により売上が増加したほか、案件価格の改善効果による高圧受電設備の売上が増加した結果、売上高は68,681百万円と同22.1%の増収となりました。

(ロ) キャビネット部門

キャビネット部門につきましては、価格改定効果のほか、WEBを活用した設計・受注システムの利用拡大により穴加工キャビネットの売上が増加した結果、売上高は23,340百万円と同6.7%の増収となりました。

(ハ) 遮断器・開閉器・パーツ・その他部門

遮断器・開閉器・パーツ・その他部門につきましては、子会社化したテンパール工業㈱の連結効果により売上が増加したほか、需要の高まりを受けブレーカーの売上が増加した結果、売上高は16,901百万円と同31.0%の増収となりました。

(二) 工事・サービス部門

工事・サービス部門につきましては、高圧受電設備に関連した電気工事や病院におけるネットワーク工事案件の売上が増加したほか、子会社化したEMソリューションズ㈱の連結効果により売上が増加した結果、売上高は5,307百万円と同29.6%の増収となりました。

以上の結果、電気・情報インフラ関連 製造・工事・サービス事業の売上高は114,230百万円と同20.1%の増収、セグメント利益（営業利益）は10,253百万円と同11.8%の増益となりました。

② 電気・情報インフラ関連 流通事業

電気・情報インフラ関連 流通事業につきましては、半導体工場建設関連の案件獲得や企業におけるIT投資意欲の高まりに伴いネットワーク部材の売上が増加した結果、売上高は56,046百万円と同9.9%の増収、セグメント利益（営業利益）は2,089百万円と同9.3%の増益となりました。

③ 電子部品関連 製造事業

電子部品関連 製造事業につきましては、エアコン関連市場の需要に持ち直しがみられた一方、海外自動車市場や産業機器市場等の需要減少がみられたことから、売上高は14,406百万円と同1.3%の減収となりました。一方、前期にのれんに係る償却が完了したことなどから、セグメント利益（営業利益）は959百万円と同9.9%の増益となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の主なものは、生産設備の取得・更新のほか、短絡試験設備の更新などであり、総額約64億円の設備投資を実施しています。

(3) 資金調達の状況

事業資金の安定性を確保するため、借入金100億円を調達しました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、基本方針「進化の加速」を掲げた「2026中期経営計画」に基づき、大きな社会変化に伴う未来観・未来像を想定し、社会課題の解決を通じて持続可能な社会への貢献と企業価値向上の両立を目指して施策を着実に実行していきます。

1. 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標

<経営指標推移>

	2025年3月期実績	2026年3月期見通し	2026中期経営計画目標
連結売上高	1,846億円	1,920億円	2,000億円
連結営業利益	134億円	136億円	150億円
ROE	10.8%	—	9.0%以上

「2026中期経営計画」の初年度である当連結会計年度は、企業の強い設備投資のほか、価格改定などの利益率改善に向けた様々な施策効果もあり、連結売上高1,846億円、連結営業利益134億円となりました。また、営業利益の増加や子会社株式の取得に伴う特別利益の計上により、ROEは10.8%となりました。

2026年度を最終年度とする「2026中期経営計画」の財務目標は以下のとおりです。

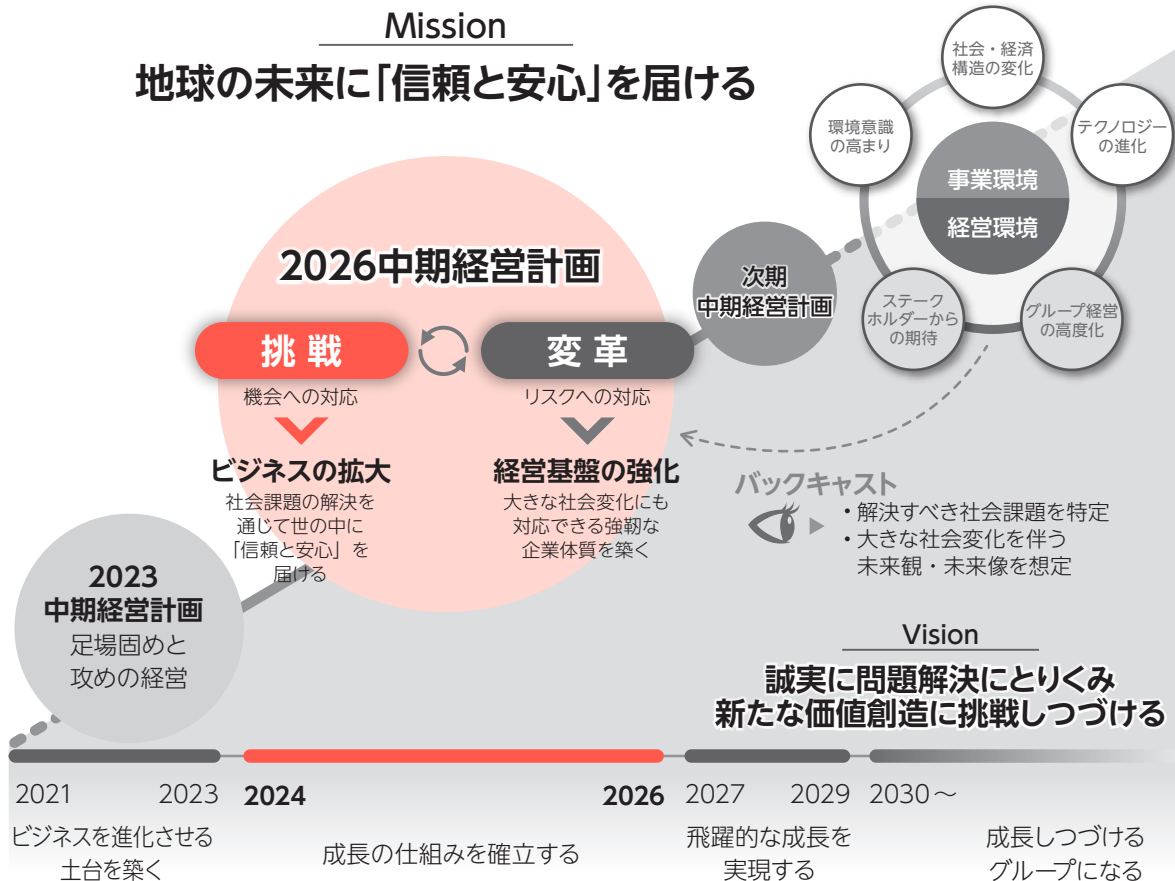
<財務目標>



2. 中長期的な会社の経営戦略および対処すべき課題

当社グループは長期経営構想のもと「2026中期経営計画」を推進し、社会課題を解決することで社会的価値と経済的価値の両立により企業価値の向上に取り組んでいます。

<長期成長ストーリー>



進化の加速

人の進化 技術の進化 事業の進化 企業の進化 グループの進化
挑戦と変革を繰り返し進化を遂げる

事業拡大への挑戦／積極的な成長投資

- ▶ 既存の市場・業界を越えた新たな事業の創出を目指す
- ▶ 海外市場の展開により事業規模を拡大する
- ▶ 新技術の獲得に向けた取組みを推進する
- ▶ 成長に向けた戦略投資 [M&A含む] を実行する



盤石な事業・経営基盤の構築

- ▶ 既存事業のプロセス(販売・生産)を改革する
- ▶ 様々なリスクに対応した強固なサプライチェーンを構築する
- ▶ 強靱なグループインフラ基盤を築きあげる
- ▶ 事業ポートフォリオマネジメントの実効性向上

「2026中期経営計画」の取り組みは以下のとおりです。

(1) 電気・情報インフラ関連 製造・工事・サービス事業

① コア事業の基盤強化

配電盤、キャビネット、情報通信関連事業といったコア事業は、強い事業として盤石な基盤を構築するとともに、先進技術を活用し収益性を高めることを目指します。

2024年度は、瀬戸工場の稼働開始により「スマートオーダー」システムを活用した自立キャビネットの受注が拡大しました。また、新たにグループ化したテンパール工業(株)との協業開始により、「設計・開発・生産」における協力体制の構築を通じて、強固なビジネスモデルへの変革を目指していきます。

今後も、生産自動化やスマートファクトリーなど生産効率化の進展による収益性の強化、販売システムの更なる進化と市場浸透促進、グループ会社間の連携強化による事業体制の拡大および強靱化を図ります。

②戦略事業の推進

グローバル化、事業・技術領域の拡大を推進する戦略事業は、成長が期待できる市場への積極参入により規模を拡大し、将来の事業の柱を築くことを目指します。

2024年度は、グローバル化の推進において、インドやインドネシアなど海外展示会への出展や販売先との関係構築を進めました。事業・技術領域の拡大においては、制御盤業界の変革を目指すパートナー会「制御盤DXアライアンス」を設立し、製造業全体に関わる新たな価値創造に貢献する取り組みを進めていきます。また、陸上養殖実証実験への参画を通じ、陸上養殖における効率的なエネルギーマネジメントの課題解決に貢献していきます。

今後も、海外拠点の経営基盤およびマーケティング機能の強化、環境関連製品事業の基盤構築、社会課題を見据えた新たなビジネスの創出を図ります。

(2) 電気・情報インフラ関連 流通事業

電気・情報インフラ関連 流通事業では、ソリューション事業の強化およびサプライチェーンマネジメントの進化により市場およびサービスの領域を広げることで、事業規模の拡大を目指します。

2024年度は、顧客別のソリューション提案の体制を準備し提案活動を開始しました。また、サプライチェーンの進化に向けたデータベースの整備を実施しました。

今後も、ソリューション事業の強化では、提案商材・ターゲット商材の拡充、ビジネス領域の拡張、海外販売拠点でのソリューションビジネス拡大を進めます。また、サプライチェーンマネジメントの進化では、取引先との販売プロセスのデジタル化推進、仕入先との連携強化を図ります。

(3) 電子部品関連 製造事業

電子部品関連 製造事業では、海外ビジネスの拡大およびソリューションの強化により、グローバルに稼ぐ力を高め、まずは規模の拡大を目指し、長期的に収益性を高めることを目指します。

2024年度は、積極的に海外顧客でのセミナー開催を行いました。また、国内自動車関連向けのソリューション強化により受注が拡大しました。

今後も、海外ビジネス拡大に向けては、日系メーカー海外現地法人との関係深化、非日系メーカーの開拓、EMC対策支援体制の構築を図ります。また、ソリューションの強化に向けては、高度化が進む電動・電子化に向けたコア技術の深耕、成長市場への部材供給範囲の拡大、コア技術を活かした新機能部材の開発を図ります。

(4) グループ経営基盤

事業成長を支えるグループ経営基盤の強化における主な施策は以下のとおりです。

①人的資本

次代を見据え人的資本の極大化を図っていくことで、グループの持続的・永続的發展につなげます。

自立的なキャリア形成の支援やグループ会社間の人財交流を進め、キータレントの育成・獲得を行うことで経営人財・技術人財・グローバル人財・DX人財などの人財育成に取り組んでいます。また、人財の多様化、エンゲージメント向上の取り組みを通じて、グループ社員として誇りと働きがいを感じながら働き続けられる組織風土作りにも取り組んでいます。

②DX

デジタル技術を最大限活用できるようになることで、ビジネスプロセスの変革やイノベーションの推進へとつなげます。

データドリブン経営に向け、データ活用基盤の構築や効率的かつセキュアなグループICTインフラ基盤の構築を行いました。今後も、柔軟性と拡張性を備えた安全安心なICTインフラ構築を目指し、当社グループのICTインフラ基盤を盤石なものとしします。また、DXの教育体制を通じてDX人財の確保と育成、デジタル技術の利活用を促進していきます。

③研究開発

未来社会を想いしグループの技術価値を高めることで、持続可能な社会の実現に対する貢献度を高めます。

必要とされる技術的知見やノウハウの取得をリスクリングによって内部創出するとともに、外部の企業・団体・大学と技術・知識の融合を積極的に図りました。また、海外事業における知的財産権の確保、当社グループ内での知的資本活用を最大化するなど知的財産戦略を打ち立て遂行しました。

「カーボンニュートラルの実現」「社会インフラの進化」「自動化・省人化の進展」をテーマに、新たな技術の獲得と研究開発基盤の強化を重点施策に掲げ、グループ全体の付加価値創出力の向上を目指します。

当社グループはこうした施策により、地球の未来に「信頼と安心」を届ける企業グループとして、より多くのお客様のニーズにお応えし、企業価値の向上に努めていきます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。

(5) 財産および損益の状況の推移

区分	第74期 2022年3月期	第75期 2023年3月期	第76期 2024年3月期	第77期 (当連結会計年度) 2025年3月期
売上高	(百万円) 132,735	146,698	160,709	184,683
営業利益	(百万円) 8,637	8,172	11,967	13,432
経常利益	(百万円) 9,412	9,056	12,566	13,516
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円) 6,607	5,479	8,715	12,097
1株当たり当期純利益	(円) 164.75	144.45	229.77	318.91
総資産	(百万円) 124,316	135,579	161,742	183,897
純資産	(百万円) 99,221	101,370	108,696	116,507

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しています。

2. 国際会計基準IAS第12号「法人所得税」(2021年5月改訂)を第76期の期首から適用しており、第75期に係る財産および損益の状況については、当該会計基準を遡って適用した後の数値を記載しています。

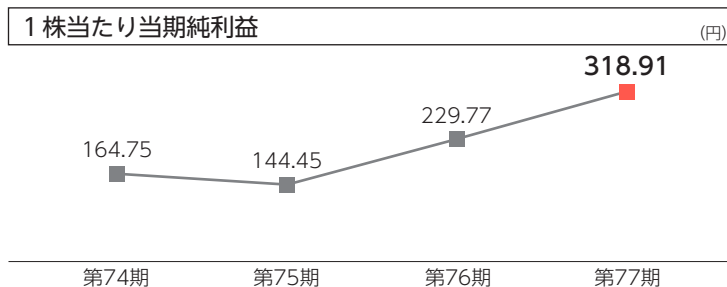
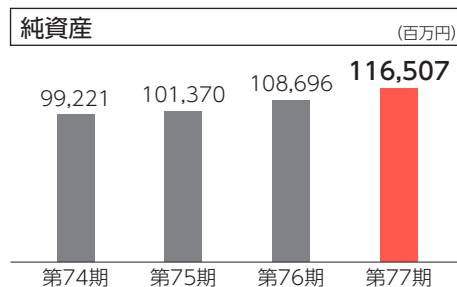
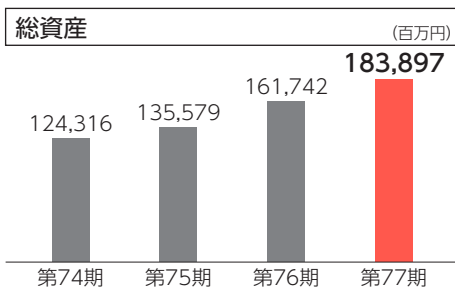
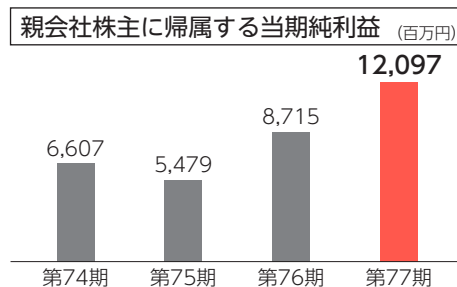
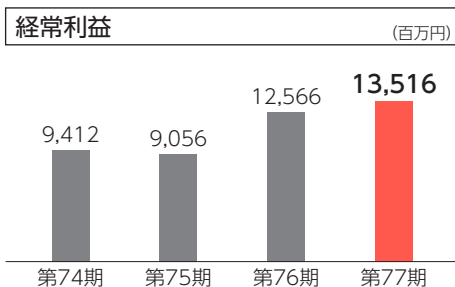
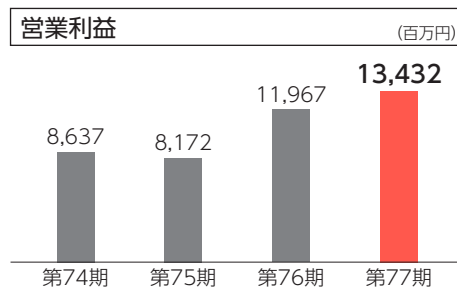
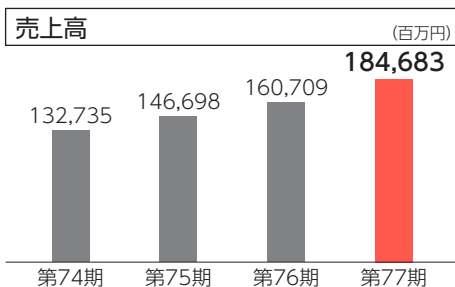
3. 当社は業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入しており、株主資本において自己株式として計上されている「株式給付信託(BBT)」に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。

4. 第74期につきましては、国内外における自動車関連市場等の需要回復を背景に、電子部品関連 製造事業の売上が増加しました。一方、第73期計上のGIGAスクール構想案件の売上剥落やコロナ禍の影響等によるキャビネットやネットワーク機器等の売上が減少したほか、原材料価格高騰の影響を受けた結果、減収減益となりました。

5. 第75期につきましては、5G関連の案件減少によりシステムラック等の売上が減少しましたが、コロナ禍の影響が徐々に緩和され設備投資に持ち直しの動きがみられるとともに、データセンター等の案件獲得や自動車関連市場等の堅調な需要を背景に売上高は増加しましたが、原材料価格高騰の影響を強く受けたことなどから減益となりました。

6. 第76期につきましては、価格改定の効果や案件増加に伴い配・分電盤の売上が増加したほか、オフィスネットワーク案件等の回復により売上が増加した結果、増収増益となりました。

7. 第77期の状況につきましては、前記(1)事業の経過およびその成果に記載のとおりです。また、第77期よりテンパール工業株式会社およびその子会社が新たに連結対象となりました。



(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

	会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
国内	株式会社新愛知電機製作所	240 百万円	100.0 %	電気用諸機械器具の設計、製造、販売、修理等
	テンパール工業株式会社	150	86.6	配線用遮断器、漏電遮断器、住宅用分電盤の設計、開発、製造、販売
	南海電設株式会社	100	100.0	情報通信ネットワーク、電気設備の工事等
	株式会社大洋電機製作所	50	100.0	産業機械用制御システム、ソフトウェア等の製造、販売
	E Mソリューションズ株式会社	40	50.1	再生可能エネルギー導入のコンサルティングおよび開発、施工、販売
	株式会社E C A Dソリューションズ	10	100.0	電気設計、ハーネス設計専用C A Dシステムの開発、販売
	サンテレホン株式会社	490	100.0	情報通信機器の仕入、販売
	北川工業株式会社	490	100.0	電磁波環境コンポーネント、精密エンジニアリングコンポーネント等の製造、販売
海外	日東工業(中国)有限公司	255 百 万 人 民 元	100.0	キャビネット、パーツ類等の製造、販売
	Gathergates Group Pte Ltd	45 百 万 シンガポ-ドル	100.0	持株会社
	Gathergates Switchgear Pte Ltd	13 百 万 シンガポ-ドル	※100.0	配・分電盤、制御盤、メーターボックスの製造、販売
	Gathergates Switchgear (M) Sdn Bhd	24 百 万 マ-リ-ア-ドル	※100.0	配・分電盤、制御盤、メーターボックスの製造、販売
	ELETTO(THAILAND)CO.,LTD	400 百 万 タイバ-ツ	100.0	電気機械器具ならびに部品の製造、販売
	NITTO KOGYO BM(THAILAND)CO.,LTD	150 百 万 タイバ-ツ	49.0	金属製キャビネット、配・分電盤等の電気機械器具の製造、販売
	SAO NAM AN TRADING SERVICE CORPORATION	77,000 百 万 ベトナムドン	※99.9	オフィス・セキュリティ機器の仕入、販売
	KITAGAWA ELECTRONICS(THAILAND)CO.,LTD	110 百 万 タイバ-ツ	※100.0	電磁波環境コンポーネント、精密エンジニアリングコンポーネント等の製造、販売

- (注) 1.※印は、間接所有の株式を含みます。
2.2024年4月30日付でテンパール工業株式会社の株式を取得し、同社およびその子会社が当社の連結対象となりました。

- ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況
 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

事業区分	部門	主要製品・事業
電気・情報インフラ関連 製造・工事・サービス事業	配電盤	高圧受電設備、分電盤、ホーム分電盤、光接続箱等
	キャビネット	金属製キャビネット、樹脂製ボックス、システムラック等
	遮断器・開閉器・パーツ・その他	ブレーカ、開閉器、熱関連機器、パーツ、充電スタンド等
	工事・サービス	情報通信ネットワーク、電気設備の工事および再生可能エネルギー導入に関するコンサルティング等
電気・情報インフラ関連 流通事業		情報通信機器の仕入、販売
電子部品関連 製造事業		電磁波環境コンポーネント、精密エンジニアリングコンポーネント等の製造、販売

(8) 主要な営業所および工場

事業区分	名称	所在地
電気・情報インフラ関連 製造・工事・サービス事業	当社	本社 愛知県長久手市蟹原2201番地
		営業所 東京、横浜、さいたま、つくば、仙台、札幌、名古屋（愛知県長久手市）、静岡、金沢、大阪、京都、高松、広島、福岡等
		工場 瀬戸（愛知県瀬戸市）、菊川（静岡県菊川市）、掛川（静岡県掛川市）、磐田（静岡県磐田市）、中津川（岐阜県中津川市）、唐津（佐賀県唐津市）、栃木野木（栃木県下都賀郡）、花巻（岩手県花巻市）
	株式会社新愛知電機製作所	愛知県小牧市
	テンパール工業株式会社	広島県広島市
	南海電設株式会社	大阪府大阪市
	株式会社大洋電機製作所	愛知県名古屋市
	EMソリューションズ株式会社	東京都港区
	株式会社ECADソリューションズ	埼玉県さいたま市
	日東工業(中国)有限公司	中国浙江省嘉善県
	Gathergates Group Pte Ltd	シンガポール共和国
	Gathergates Switchgear Pte Ltd	シンガポール共和国
	Gathergates Switchgear (M) Sdn Bhd	マレーシア ジョホール州
	ELETTO(THAILAND)CO.,LTD	タイ王国アユタヤ県
	NITTO KOGYO BM(THAILAND)CO.,LTD	タイ王国アユタヤ県
電気・情報インフラ関連 流通事業	サンテレホン株式会社	東京都中央区
	SAO NAM AN TRADING SERVICE CORPORATION	ベトナム社会主義共和国ホーチミン市
電子部品関連 製造事業	北川工業株式会社	愛知県稲沢市
	KITAGAWA ELECTRONICS(THAILAND)CO.,LTD	タイ王国アユタヤ県

（注）当連結会計年度よりテンパール工業株式会社を新たに追加しています。

(9) 従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減数
電気・情報インフラ関連 製造・工事・サービス事業	4,249名	821名増
電気・情報インフラ関連 流通事業	564名	6名増
電子部品関連 製造事業	525名	17名減
合計	5,338名	810名増

- (注) 1.従業員数には当社グループ外への出向者および臨時従業員は含まれていません。
2.当連結会計年度よりテンパール工業株式会社およびその子会社（728名）が新たに連結対象となり、電気・情報インフラ関連 製造・工事・サービス事業に追加しています。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
シンジケートローン	28,000百万円

- (注) シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行および株式会社三菱UFJ銀行を幹事とする協調融資によるものです。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 96,203,000株
- (2) 発行済株式の総数 40,458,000株 (自己株式2,425,412株を含む)
- (3) 株主数 18,435名
- (4) 大株主

株主名	持 株 数	持株比率
名東興産株式会社	6,918 千株	18.2 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,804	12.6
日東工業取引先持株会	2,432	6.4
明治安田生命保険相互会社	1,586	4.2
有限会社伸和興産	1,050	2.8
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	962	2.5
日東工業社員持株会	802	2.1
公益財団法人日東学術振興財団	779	2.0
株式会社名古屋銀行	586	1.5
有限会社横山不動産	515	1.4

- (注) 1.当社は自己株式2,425千株を所有していますが、上記の大株主から除いています。
- 2.持株比率につきましては、自己株式を控除して算出しています。
- 3.当社は業績連動型株式報酬制度「株式給付信託 (B B T)」を導入し、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) (以下「信託E口」という。) が当社株式96千株を取得しています。なお、信託E口が所有する当社株式については、自己株式に含めていません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

役員区分	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	6,000株	1 名

- (注) 1.当社の株式報酬の内容につきましては、「4. (4) 取締役の報酬等」に記載しています。
- 2.上記は、退任した会社役員に対して交付した株式となります。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
※取締役会長Chairman・CEO (取締役会議長・最高経営責任者)	加 藤 時 夫	
※取締役社長COO (最高執行責任者)	黒 野 透	広報室担当
常務取締役	里 康一郎	営業本部・海外本部担当 海外本部長委嘱
常務取締役	手 嶋 晶 隆	経営管理本部・品質統括部・DX統括部担当 経営管理本部長委嘱
取締役	箕 浦 浩	開発本部・事業企画統括部担当 開発本部長委嘱
取締役	竹 中 浩 一	グループ経営企画統括部・内部統制室・サステナビリティ推進室担当 グループ経営企画統括部長委嘱
取締役	小 林 祐 輔	生産本部・エネルギーマネジメント統括部・施設環境室担当 エネルギーマネジメント統括部長委嘱
取締役 (監査等委員)	末 廣 和 史	
取締役 (監査等委員)	中 川 深 雪	弁護士・香水法律事務所 所長 中央大学法科大学院 教授 日産化学株式会社 社外取締役 株式会社SBI新生銀行 社外監査役 アスグル株式会社 社外監査役
取締役 (監査等委員)	浅 野 幹 雄	ジェコス株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員)	久 保 雅 子	京都女子大学地域連携研究センター 特定教授 古野電気株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員)	小 山 秀 市	

- (注) 1.※印は代表取締役です。
- 2.監査等委員中川深雪、浅野幹雄、久保雅子、小山秀市の4氏は社外取締役です。
- 3.当社は、社外取締役全員を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ています。
- 4.監査等委員中川深雪、浅野幹雄、久保雅子の3氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。
- 5.常勤の監査等委員の選定の有無およびその理由
当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、末廣和史氏を常勤の監査等委員として選定しています。
- 6.常勤監査等委員末廣和史氏は、当社子会社における経営者としての職務経験を有し、財務および会計に関する十分な知見を有しています。
- 7.監査等委員浅野幹雄氏は、長年にわたるコーポレート部門における職務経験を有し、財務および会計に関する十分な知見を有しています。
- 8.当該事業年度中の取締役の地位・担当等の異動は次のとおりです。
- ①2024年6月27日開催の第76回定時株主総会において、取締役である落合基男氏は、任期満了となり、退任しました。
- ②2024年6月27日開催の第76回定時株主総会において、新たに小林祐輔氏が取締役に選任され、就任しました。
- ③2024年6月27日開催の第76回定時株主総会において、監査等委員である取締役岩佐英史氏は任期満了となり、退任しました。
- ④2024年6月27日開催の第76回定時株主総会において、新たに小山秀市氏が監査等委員である取締役に選任され、就任しました。
- ⑤2024年6月27日付の取締役の担当等の異動は次の通りです。

氏名	担当および重要な兼職の状況	
	新	旧
小林 祐 輔	生産本部・エネルギーマネージメント統括部・施設環境室担当 エネルギーマネージメント統括部長 委嘱	—

9.2025年4月1日付の取締役の担当等の異動は次の通りです。

氏名	担当および重要な兼職の状況	
	新	旧
黒 野 透	働きがい改革推進室・広報室担当	広報室担当
里 康一郎	海外事業部・営業本部・海外本部担当 海外事業部長委嘱	営業本部・海外本部担当 海外本部長委嘱
手 嶋 晶 隆	経営管理本部・品質統括部・DX統括部担当	経営管理本部・品質統括部・DX統括部担当 経営管理本部長委嘱
箕 浦 浩	コア事業部・開発本部担当	開発本部・事業企画統括部担当 開発本部長委嘱
竹 中 浩 一	グループ経営企画統括部・内部統制室担当 グループ経営企画統括部長委嘱	グループ経営企画統括部・内部統制室・サステナビリティ推進室担当 グループ経営企画統括部長委嘱
小 林 祐 輔	エネルギーマネジメント事業部・新規事業部・生産本部・施設環境室担当 エネルギーマネジメント事業部長・新規事業部長委嘱	生産本部・エネルギーマネジメント統括部・施設環境室担当 エネルギーマネジメント統括部長委嘱

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としています。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該契約の被保険者は当社および子会社の取締役および監査役ならびに執行役員であり、被保険者はその保険料を特約部分も含めて負担していません。当該契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されることとなります。

ただし、被保険者が違法であることを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されない等、一定の免責事由を設けており、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬等の内容に係る決定方針を定めています。また、監査等委員会において、監査等委員である取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針を定めています。

(イ) 基本方針

当社の役員報酬等については、当社グループの持続的な成長と企業価値向上への貢献意欲を高めることを基本とし、当社役員に求められる役割と責務に見合った報酬水準であるとともに、公正性、透明性、客観性を備えた制度であることを基本方針としています。

個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および株式報酬により構成しています。

個々の監査等委員である取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬のみで構成しています。

(ロ) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、常勤、非常勤に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定します。

当社の監査等委員である取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、常勤、非常勤、業務分担の状況、取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定します。

(ハ) 業績連動報酬等の内容および額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（K P I）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結の親会社株主に帰属する当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年一定の時期に支給します。目標となる業績指標とその値は、年度計画策定時に設定し、指名報酬委員会の答申を踏まえたうえで設定します。

(二) 非金銭報酬等の内容および額または株式数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（B B T）」を用い、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献するため業績指標（K P I）を反映させた報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値および中期経営計画最終年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出されたポイントに相当する株式等を退任時に支給します。ただし、取締役が株主総会もしくは取締役会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または在任中に会社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合には、指名報酬委員会での審議を経て取締役会の決議により、給付を受ける権利の全部または一部を没収できるものとします。（いわゆるマルス条項）

目標となる業績指標とその値は、年度計画策定時および中期経営計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行います。

(ホ) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、代表取締役はその他取締役と比べ業績連動報酬のウエイトが高まる構成とし、指名報酬委員会において検討を行います。取締役会は指名報酬委員会の答申内容を踏まえ、個人別の報酬等の内容を決定します。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝7：2：1とします（業績指標(K P I)を100%達成の場合）。

役員区分	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
	(固定報酬)	(利益連動報酬)	(業績連動型 株式報酬)
代表取締役	65%	25%	10%
その他取締役	70%	20%	10%

(ヘ) 取締役の報酬等についての手続き

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定に関する手続きについては、株主総会で承認された上限額の範囲で、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会からの答申を受け、取締役会で適切に決定します。

監査等委員である取締役の報酬の決定に関する手続きについては、株主総会で承認された上限額の範囲で、監査等委員会の協議により適切に決定します。

(ト) 取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

(チ) 監査等委員会の意見

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等について、指名報酬委員会が答申した報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針および報酬体系・制度等を確認し、報酬等は妥当であると判断しています。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2016年6月29日開催の第68回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額4億円以内と定めることについて決議され、ご承認をいただいています。なお、当時の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名です。また、2018年6月28日開催の第70回定時株主総会において、上記とは別枠として取締役（監査等委員である取締役およびそれ以外の取締役のうち社外取締役を除く。）に対し、3事業年度当たり3億円（12万株）を上限とした新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入することについて決議され、ご承認をいただいています。なお、当時の対象となる取締役の員数は6名です。

2016年6月29日開催の第68回定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額8,000万円以内と定めることについて決議され、ご承認をいただいています。なお、当時の監査等委員である取締役の員数は4名です。

③ 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬 (固定報酬)	業績連動報酬等 (利益連動報酬)	非金銭報酬等 (業績連動型 株式報酬)	
取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	297	205	77	14	8名
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	46 (28)	46 (28)	—	—	6名 (5名)
合 計 (うち社外取締役)	344 (28)	252 (28)	77 (—)	14 (—)	14名 (5名)

- (注) 1. 上記には、2024年6月27日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでいます。なお、当事業年度末日現在の会社役員の人数は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名および監査等委員である取締役5名です。
2. 上記の業績連動報酬等にかかる業績指標(KPI)は、株主との利益意識の共有や当社グループ全体への責任、成果への報酬という観点から、連結の親会社株主に帰属する当期純利益を選択しています。なお、当指標の当事業年度における目標は9,700百万円であり、実績は12,097百万円です。当該報酬等の算定方法は「4. (4) ① (ハ) 業績連動報酬等の内容および額の算定方法の決定に関する方針」のとおりです。
3. 上記の非金銭報酬等にかかる業績指標(KPI)は、中長期的な企業の成長等を目指すという観点から、「本業で稼ぐ力」を示す指標として連結の営業利益を選択しています。なお、当指標の当事業年度における目標は12,500百万円、中期経営計画最終年度の目標は15,000百万円、実績は13,432百万円です。当該報酬等の算定方法は「4. (4) ① (二) 非金銭報酬等の内容および額または株式数の算定方法の決定に関する方針」に、その交付状況は「2. 会社の株式に関する事項 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」にそれぞれ記載のとおりです。
4. 上記の非金銭報酬等は、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」に基づく当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額です。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職状況および当社との関係

重要な兼職状況および当社との関係につきましては35頁および37頁に記載の「4. (1) 取締役の氏名等」のとおりです。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況	活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	中 川 深 雪	取締役会 16回／16回 (100%) 監査等委員会 16回／16回 (100%) 指名報酬委員会 6回／ 6回 (100%)	法曹界での長年にわたる豊富な実務経験に基づき、ガバナンス体制および法務やリスク管理に関する有益な助言、指摘等を行うなど、取締役会の議論の活性化や実効性の向上に資する活発な発言、活動を行っています。 当社が任意で設置する取締役会の諮問機関である指名報酬委員会の副委員長として、取締役候補者の指名や取締役報酬等の決定過程における透明性、客観性を高めることに貢献しています。
取締役 (監査等委員)	浅 野 幹 雄	取締役会 16回／16回 (100%) 監査等委員会 16回／16回 (100%) 指名報酬委員会 6回／ 6回 (100%)	経営者としての豊富な経験と知識・見識に基づき、ガバナンス体制および安全や組織文化、グループ経営に関する有益な助言、指摘を行うなど、取締役会の議論の活性化や実効性の向上に資する活発な発言、活動を行っています。 当社が任意で設置する取締役会の諮問機関である指名報酬委員会の委員として、取締役候補者の指名や取締役報酬等の決定過程における透明性、客観性を高めることに貢献しています。

地位	氏名	出席状況	活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	久保雅子	取締役会 16回／16回 (100%) 監査等委員会 16回／16回 (100%) 指名報酬委員会 6回／ 6回 (100%)	経営者としての豊富な経験と知識・見識に基づき、ガバナンス体制および人的資本や風土改革に関する有益な助言、指摘を行うなど、取締役会の議論の活性化や実効性の向上に資する活発な発言、活動を行っています。 当社が任意で設置する取締役会の諮問機関である指名報酬委員会の委員として、取締役候補者の指名や取締役報酬等の決定過程における透明性、客観性を高めることに貢献しています。
取締役 (監査等委員)	小山秀市	取締役会 13回／13回 (100%) 監査等委員会 13回／13回 (100%) 指名報酬委員会 5回／ 5回 (100%)	経営者としての豊富な経験と知識・見識に基づき、ガバナンス体制および生産や品質に関する有益な助言、指摘を行うなど取締役会の議論の活性化や実効性の向上に資する活発な発言、活動を行っています。 当社が任意で設置する取締役会の諮問機関である指名報酬委員会の委員として、取締役候補者の指名や取締役報酬等の決定過程における透明性、客観性を高めることに貢献しています。

(注) 小山秀市氏は、2024年6月27日開催の第76回定時株主総会において、監査等委員である取締役に新たに選任され就任しましたので、就任後に開催された取締役会（13回）、監査等委員会（13回）、指名報酬委員会（5回）への出席率を記載しています。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社の会計監査人としての報酬等の額

75百万円

②当社および子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

75百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため上記金額にはこれらの合計額で記載しています。

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の報酬の前提となっている監査計画の方針・内容・見積りの算出根拠等を確認し、当該内容について社内関係部署から必要な報告を受け、検証した結果、当社の会計監査を実施するうえでいずれも妥当なものであると判断したため、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合は、監査等委員会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。

(5) 子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社（「1. 企業集団の現況に関する事項（6）重要な子会社の状況①重要な子会社の状況」に記載しています。）のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）による監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けています。

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、取締役等および使用人が法令および社会通念等を遵守した行動をとるために「日東工業グループ企業倫理綱領」を作成し、全役職員に配布して教育を実施する。また当社は、「内部統制規程」を定め、内部統制全体を統括する組織として、「内部統制委員会」を設置し、運用する。
- ②当社は、内部監査を担当する組織として取締役社長に直属する「監査室」を設置し、監査室は監査方針・監査計画・監査結果を監査等委員会に報告する。
- ③グループ全体における法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期発見し、是正するため社内相談窓口「ヘルプライン」と海外対応も可能な社外相談窓口「社外ホットライン」の内部通報制度を設置し、運用する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①当社は、経営会議等の議事録、稟議書その他職務執行に係る情報を「文書規程」に従い適切に保存・管理する。
- ②情報の管理については、「情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ管理規程」に従い管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、「内部統制委員会」を設置し、取締役社長の下にリスク管理体制を構築し、運用するとともに、主要なグループ各社のリスクの状況を管理する。下部組織として、「安全衛生委員会」「安全運転委員会」「環境保全委員会」「品質委員会」「改善推進委員会」「情報セキュリティ管理委員会」等を設置し、運用する。
- ②平時においては、各委員会および各本部において、「経営リスク管理規程」に従いリスクの軽減等に取り組むとともに、有事においては、「緊急時対応要領」に従い会社全体として対応することとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、社外取締役を複数名選任し、公正・中立な立場より経営上の重要事項について積極的に助言や意見を求め、監視・監督機能の強化と円滑な運営に努める。
- ②重要な意思決定を行う際は、多面的な検討を経て慎重に決定するため、取締役社長の諮問機関として「グループ経営会議」「経営会議」を組織し、「グループ経営会議規程」「経営会議規程」により円滑な運営をはかる。
- ③各取締役、執行役員の役割を明確にし、それに応じた決裁権限や会議体を設けることで意思決定スピードの向上をはかる。

(5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社の内部統制に準じたグループ全体の内部統制システムを整備する。
- ②定期的にグループ各社が参加する会議体を開催し、主要なグループ各社の経営方針・経営計画の進捗および実績を管理するとともに、重要事項の報告や協議を実施する。
- ③グループ全体における効率的な業務執行を確保するため、グループ各社の特性を尊重しつつ「グループ経営管理規程」の定めに従い事前の協議や報告を受けるとともに、各機能部門の連携による支援等を行う。
- ④当社の取締役または使用人をグループ各社に取締役もしくは監査役として派遣し、重要な職務の執行状況の監督を行う。
- ⑤グループ全体の業務の適正を確保するため内部監査制度の確保をはかり、内部監査を実施する。
- ⑥反社会的勢力に対しては、「日東工業グループ企業倫理綱領」に基づき毅然とした態度で排除する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、「監査室」の構成員等を補助使用人とし、監査等委員会に係る業務に優先して従事する。また監査等委員会の事務局業務も併せて担当する。その人事については、監査等委員会の同意を得るものとする。

(7) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人、ならびに子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

- ①当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人、ならびに当社グループの取締役等および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した時は、直ちに当社の監査等委員会に報告する。
- ②「内部通報制度（ヘルプライン・社外ホットライン）」の事務局は、内部通報の記録を監査等委員会に報告する。

(8) 監査等委員会へ報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①当社は、監査等委員会に報告を行った当社グループの取締役等および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役等および使用人に周知徹底する。

- ②「内部通報制度（ヘルプライン・社外ホットライン）」において、情報提供者の秘匿および当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益扱いの禁止を社内規程に明記する。

(9) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等を請求したときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人の監査等委員会の監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備する。
- ②監査等委員は、グループ経営会議、経営会議その他重要な会議への出席等、また主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書の閲覧により、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人または子会社の取締役等にその説明を求めることとする。
- ③監査等委員会は、取締役社長、会計監査人ならびにグループ各社の監査役との協議を定期的に実施する。
- ④監査等委員会は、「監査等委員会監査等基準」に則って監査を行うことにより、監査の実効性を確保する。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、経理規程類を整備するとともに、「財務報告に係る内部統制基本方針書」を制定し、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防および牽制機能を整備・運用・評価し、不備があれば是正していく体制を整備する。

「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」の運用状況

当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制に関して

- ①グループの各役職員への「日東工業グループ企業倫理綱領」の配布、コンプライアンス職場会やコンプライアンス研修会の開催、eラーニングなどを実施して、コンプライアンス意識を高めることに努めました。
- ②社内相談窓口「ヘルプライン」に加えて、弁護士事務所を委託先とする社外相談窓口「社外ホットライン」をグループ内に設置して内部通報制度を運用しています。通報内容は監査等委員会へ報告し、制度全体の運用状況については「内部統制委員会」等で報告しています。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関して

- ①各委員会ならびに各組織においてリスク管理体制の構築・運用を推進しており、グループ全体でのリスク把握・管理のため「内部統制委員会」において各取り組みを報告しています。なお、「情報セキュリティ管理委員会」は、継続してグループ全体でサイバー攻撃への対処と注意喚起に努めました。
- ②事業継続計画（BCP）においては、改訂された事業継続計画概念図に沿った訓練の実施や行動表の見直しを始めています。活動状況は「事業継続計画委員会」等で報告し、事業継続体制の強化に努めました。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関して

- ①「取締役会」を毎月開催し、重要事項の決議や業務執行状況の報告を行っています。また、モニタリング項目を中心に取締役会月次報告資料の充実をはかるとともに、複数名の社外取締役を含む監査等委員全員が出席し、公正・中立な立場より経営上の重要事項について積極的な助言や意見を求めることで、監視・監督機能の強化と円滑な運営に努めています。
- ②「グループ経営会議」「経営会議」を毎月開催し、重要な意思決定に際しての事前協議の場として多面的な検討を行うほか、業務執行取締役ならびに執行役員が業務執行状況の報告をすることで業務執行の機動性、効率性を高めるよう努めています。
- ③「取締役会」等の会議資料を電子化し、事前配布の徹底などにより審議時間を確保するとともに、経営課題の共有をはかることにより意思決定の迅速化に努めました。

(4) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制に関して

- ①グループ各社が参加する会議体を定期的開催し、経営方針・経営計画の策定、進捗および実績管理、重要事項の報告や協議を実施しています。
- ②グループ各社への取締役、監査役の派遣、連携担当者の設置や「グループ会社管理要領」に従った事前協議や報告を受ける体制により、グループ各社との意思疎通の密度を上げることに努めました。
- ③監査室は、当社ならびにグループ各社への内部監査を実施し、取締役社長等への監査報告会を行っています。また、監査報告の内容は、監査等委員会へ報告しています。

(5) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関して

- ①取締役会の決議事項について、監査等委員に対し事前に議案内容の説明を行うなど、監査等委員会監査の環境の整備に努めました。
- ②監査等委員は、「グループ経営会議」「経営会議」等の主要会議への出席もしくは報告を受けることにより必要な情報を得ています。監査等委員は、必要に応じて取締役、執行役員、使用人やグループ各社の取締役と面談を行い、必要な報告を受けています。
- ③監査等委員会は、取締役社長、会計監査人、グループ各社の監査役との協議を実施し、連携を強化しています。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切捨て表示しています。

連結計算書類等

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	183,897	負 債 の 部	67,390
流動資産	106,841	流動負債	39,920
現金及び預金	34,027	支払手形	35
受取手形	1,097	電子記録債務	5,314
電子記録債権	8,576	買掛金	13,507
売掛金	32,728	短期借入金	52
商品及び製品	12,058	1年内返済予定の長期借入金	4,012
仕掛品	5,458	リース債務	137
原材料及び貯蔵品	10,967	未払法人税等	2,290
その他	2,167	賞与引当金	3,781
貸倒引当金	△ 241	関係会社整理損失引当金	4
固定資産	77,056	建物解体費用引当金	637
有形固定資産	61,049	資産除去債務	588
建物及び構築物	26,042	その他	9,558
機械装置及び運搬具	11,057	固定負債	27,470
土地	19,025	長期借入金	24,010
リース資産	228	長期未払金	36
建設仮勘定	2,514	リース債務	352
その他	2,180	繰延税金負債	1,013
無形固定資産	3,232	株式給付引当金	100
のれん	431	役員退職慰労引当金	22
その他	2,800	退職給付に係る負債	1,728
投資その他の資産	12,774	資産除去債務	42
投資有価証券	5,970	その他	164
繰延税金資産	541	純 資 産 の 部	116,507
退職給付に係る資産	4,581	株主資本	107,567
その他	1,720	資本金	6,578
貸倒引当金	△ 39	資本剰余金	8,802
		利益剰余金	95,382
		自己株式	△ 3,196
		その他の包括利益累計額	7,567
		その他有価証券評価差額金	1,854
		為替換算調整勘定	3,600
		退職給付に係る調整累計額	2,112
		非支配株主持分	1,371
合計	183,897	合計	183,897

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		184,683
売上原価		135,264
売上総利益		49,419
販売費及び一般管理費		35,986
営業利益		13,432
営業外収益		
受取利息	86	
受取配当金	196	
仕入割引	22	
受取家賃	142	
為替差益	218	
受取和解金	100	
その他	204	971
営業外費用		
支払利息	202	
支払手数料	0	
シンジケートローン手数料	50	
減価償却費	515	
その他	119	887
経常利益		13,516
特別利益		
固定資産売却益	331	
投資有価証券売却益	7	
国庫補助金受入益	1	
負ののれん発生益	2,395	
事業分離における移転利益	18	2,754
特別損失		
固定資産除売却損	102	
減損損失	17	
固定資産圧縮損	0	
建物解体費用引当金繰入額	406	527
税金等調整前当期純利益		15,743
法人税、住民税及び事業税	3,968	
法人税等調整額	△ 240	3,727
当期純利益		12,015
非支配株主に帰属する当期純損失		△ 81
親会社株主に帰属する当期純利益		12,097

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年4月1日残高	6,578	6,986	91,728	△ 3,205	102,088
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 8,443		△ 8,443
親会社株主に帰属する 当期純利益			12,097		12,097
自己株式の取得				△ 1	△ 1
自己株式の処分				11	11
連結子会社株式の取得 による持分の増減		1,815			1,815
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額 合計	—	1,815	3,654	9	5,479
2025年3月31日残高	6,578	8,802	95,382	△ 3,196	107,567

項目	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2024年4月1日残高	2,223	2,150	2,025	6,399	208	108,696
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△ 8,443
親会社株主に帰属する 当期純利益						12,097
自己株式の取得						△ 1
自己株式の処分						11
連結子会社株式の取得 による持分の増減						1,815
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	△ 368	1,450	87	1,168	1,163	2,331
連結会計年度中の変動額 合計	△ 368	1,450	87	1,168	1,163	7,810
2025年3月31日残高	1,854	3,600	2,112	7,567	1,371	116,507

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	138,762	負 債 の 部	44,665
流動資産	42,907	流動負債	20,396
現金及び預金	11,027	買掛金	4,553
受取手形	493	関係会社短期借入金	320
電子記録債権	3,106	一年以内返済予定の長期借入金	4,000
売掛金	10,405	リース債務	13
商品及び製品	5,025	未払金	3,418
仕掛品	2,536	未払費用	2,836
原材料及び貯蔵品	5,700	未払法人税等	1,236
関係会社短期貸付金	3,596	預り金	157
一年内回収予定の関係会社長期貸付金	88	賞与引当金	2,634
未収入金	834	建物解体費用引当金	637
その他	116	資産除去債務	588
貸倒引当金	△ 23	固定負債	24,268
固定資産	95,854	長期借入金	24,000
有形固定資産	44,255	長期末払金	35
建物	18,080	リース債務	36
構築物	1,473	株式給付引当金	100
機械及び装置	8,774	資産除去債務	42
車両運搬具	147	その他	53
工具、器具及び備品	821	純資産の部	94,096
土地	12,625	株主資本	92,497
リース資産	50	資本金	6,578
建設仮勘定	2,281	資本剰余金	6,986
無形固定資産	985	資本準備金	6,986
ソフトウェア	779	利益剰余金	82,127
その他	205	利益準備金	833
投資その他の資産	50,614	その他利益剰余金	81,293
投資有価証券	4,235	圧縮記帳積立金	187
関係会社株式	40,405	別途積立金	32,490
関係会社出資金	1,781	繰越利益剰余金	48,616
関係会社長期貸付金	705	自己株式	△ 3,196
長期前払費用	377	評価・換算差額等	1,599
前払年金費用	1,435	その他有価証券評価差額金	1,599
繰延税金資産	1,336		
その他	414		
貸倒引当金	△ 77		
合計	138,762	合計	138,762

損益計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
売上高		90,043
売上原価		62,558
売上総利益		27,485
販売費及び一般管理費		18,535
営業利益		8,949
営業外収益		
受取利息	87	
受取配当金	1,202	
仕入割引	6	
受取家賃	61	
為替差益	33	
その他	251	1,643
営業外費用		
支払利息	187	
支払手数料	0	
シンジケートローン手数料	50	
貸倒引当金繰入額	77	
減価償却費	515	
その他	1	831
経常利益		9,762
特別利益		
固定資産売却益	3	3
特別損失		
固定資産除売却損	79	
減損損失	17	
関係会社株式評価損	108	
建物解体費用引当金繰入額	406	611
税引前当期純利益		9,154
法人税、住民税及び事業税	2,291	
法人税等調整額	△ 141	2,149
当期純利益		7,005

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
2024年4月1日残高	6,578	6,986	6,986
事業年度中の変動額			
圧縮記帳積立金の取崩			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
自己株式の処分			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			
事業年度中の変動額合計	－	－	－
2025年3月31日残高	6,578	6,986	6,986

項目	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本 合計
	利益 準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計		
		圧縮記帳 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
2024年4月1日残高	833	198	32,490	50,043	83,565	△ 3,205	93,925
事業年度中の変動額							
圧縮記帳積立金の取崩		△ 10		10	－		－
剰余金の配当				△ 8,443	△ 8,443		△ 8,443
当期純利益				7,005	7,005		7,005
自己株式の取得						△ 1	△ 1
自己株式の処分						11	11
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)							
事業年度中の変動額合計	－	△ 10	－	△ 1,426	△ 1,437	9	△ 1,428
2025年3月31日残高	833	187	32,490	48,616	82,127	△ 3,196	92,497

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2024年4月1日残高	1,835	1,835	95,760
事業年度中の変動額			
圧縮記帳積立金の取崩			—
剰余金の配当			△ 8,443
当期純利益			7,005
自己株式の取得			△ 1
自己株式の処分			11
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△ 235	△ 235	△ 235
事業年度中の変動額合計	△ 235	△ 235	△ 1,664
2025年3月31日残高	1,599	1,599	94,096

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

日 東 工 業 株 式 会 社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所
指定有限責任社員 公認会計士 中 村 哲 也
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 近 藤 繁 紀
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日東工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日東工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社及び主な国内連結子会社は、有形固定資産（一部を除く）の減価償却方法について、従来、主として定率法を採用していたが、当連結会計年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

日 東 工 業 株 式 会 社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所
指定有限責任社員 公認会計士 中 村 哲 也
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 近 藤 繁 紀
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日東工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は、有形固定資産（一部を除く）の減価償却方法について、従来、主として定率法を採用していたが、当事業年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、監査室等の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

日東工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 末 廣 和 史 ㊞
監査等委員 中 川 深 雪 ㊞
監査等委員 浅 野 幹 雄 ㊞
監査等委員 久 保 雅 子 ㊞
監査等委員 小 山 秀 市 ㊞

(注) 監査等委員 中川深雪、浅野幹雄、久保雅子および小山秀市は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図



〈会場住所〉

愛知県長久手市蟹原2201番地

〈交通機関〉

株主総会会場までの公共交通機関は次のとおりです。

地下鉄東山線藤が丘駅南口前（3番出口）より

名鉄バス〔トヨタ博物館前〕〔星ヶ丘〕〔愛知学院大学前〕〔愛知淑徳大学〕行きのいずれかに乗車、〔長久手住宅〕停留所下車 徒歩約3分

※敷地内駐車スペースに限りがございますので、株主の皆様におかれましては公共交通機関を利用した来場にご協力くださいますようお願い申し上げます。

